特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例) に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年10月14日

I 関連情報

- 12121111							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務						
②事務の概要		也方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村長に対、、その情報を通知する。					
③システムの名称	ふるさと納税do						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
寄附金税額控除に係る申告特	例通知書ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別す 9条第3項及び別表の第24項	るための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	高岡市市長政策部チェンジ推進課						
②所属長の役職名	チェンジ推進課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	高岡市総務部総務課						
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	高岡市市長政策部情報政策課						
9. 規則第9条第2項の適	Ħ	[]適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年5月27日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		6年5月27日 時点				
3. 重大事	数						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
=	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それそ	ぞれ重点項目評価:	書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ステムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		Ţ.]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムをii	風じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際(は、必ず複数 <i>₫</i>	牧の職員で確認しリスクへの対策を講じている。

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]:	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情 不正に使用されるリン 使用等のリスクへの対け われるリスクへの対け レステムを通じて目的 レステムを通じて不正 い、滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を I外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	権限のない者に使用されないよう、個人情報を登録するシステムのパスワード管理を徹底していまた、事務取扱者の受講が義務付けられている「特定個人情報の取扱い研修」及び「情報セキ研修」を受講し、セキュリティ意識等を高めている。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	高岡市市長政策部広報情報課	高岡市市長政策部情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編に よる
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	見直しによる
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	高岡市総務部納税課	高岡市未来政策部企画課	事後	見直しによる
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	納税課長	企画課長	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第3項及び別表第一第16の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第3項及び別表の第16項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高岡市市長政策部情報政策課	高岡市未来政策部情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和6年7月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	使用せず(エクセルファイルで管理)	ふるさと納税do	事後	管理方法変更による
令和6年7月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	管理方法変更による
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第3項及び別表の第16項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第3項及び別表の第24項	事後	番号法の改正による
令和7年1月15日	IVリスク対策 8. 人材を介在させる作業		十分である	事前	見直しによる
令和7年1月15日	IVリスク対策 8. 人材を介在させる作業		特定個人情報を取り扱う際は、必ず複数の職員 で確認しリスクへの対策を講じている。	事前	見直しによる
令和7年1月15日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事前	見直しによる
令和7年1月15日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		権限のない者に使用されないよう、個人情報を 登録するシステムのパスワード管理を徹底して いる。 また、事務取扱者の受講が義務付けられている	事前	見直しによる
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	高岡市未来政策部企画課	高岡市未来政策部チェンジ推進課	事後	組織改編による
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	企画課長	チェンジ推進課長	事後	見直しによる
令和7年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	高岡市未来政策部チェンジ推進課	高岡市市長政策部チェンジ推進課	事後	組織改編による
令和7年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	高岡市未来政策部情報政策課	高岡市市長政策部情報政策課	事後	組織改編による

i.				